

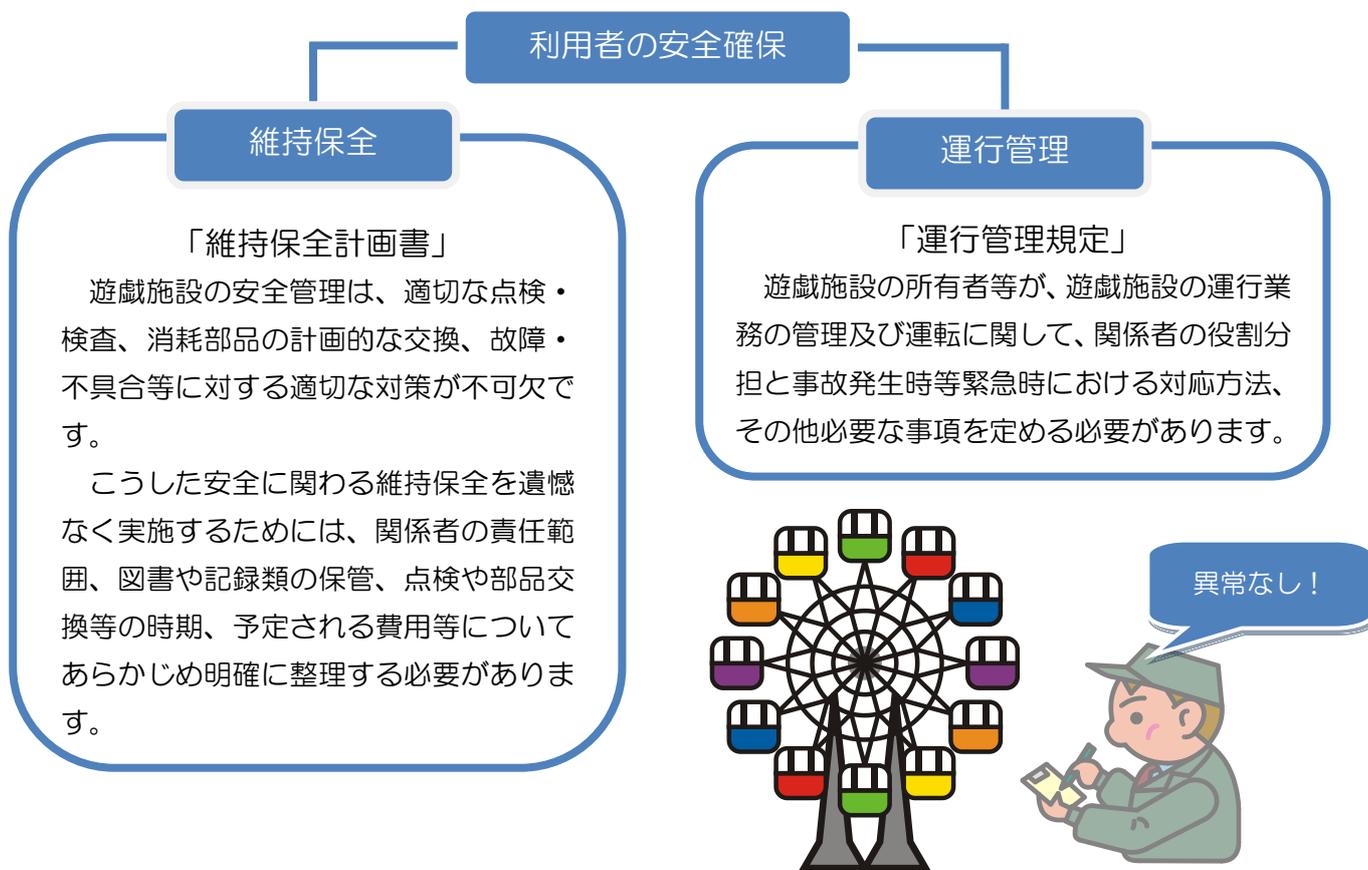
— 遊戯施設の所有者・管理者さまへ —

「維持保全計画書」及び「運行管理規定」の作成について

平成 19 年 5 月、大阪府吹田市の遊園地のコースターにおいて、車輪軸が折損・脱落し台車が傾き、乗客 1 名が軌条脇の柵に頭部を強打し死亡するという痛ましい事故が発生しました。

遊戯施設の事故に関しては、設計等に起因するものを除き、「維持保全」の面に起因するものと、「運行管理」の面に起因するものの2つが考えられます。例えば、維持保全に起因するとみられる最近の事故例には、メーカーから消耗部品の交換時期が示されていたにもかかわらず、指定どおりの時期に交換していなかった部品が破損した事故があり、また、運行管理に起因する事故例としては、故障等による停止後の対応を誤った結果、さらに追突事故に繋がった例があります。

建築基準法では、建築物の所有者・管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされています（法 8 条 1 項）。さらに、維持保全に関する計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならないとされており（8 条 2 項）、遊戯施設については、維持保全のみならず、運行管理の内容についても位置づけ、維持保全計画の作成に併せて運行管理規定を整備する必要があります。



【問い合わせ先】 420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市 都市局建築部 建築指導課 指導係

電話：(054) 221-1267 FAX：(054) 221-1135

<http://www.city.shizuoka.jp/deps/kentikusidou/teikihoukoku>

【事故による犠牲者等】

平成 19 年 5 月 大阪府吹田市遊園地コースターの車輪軸が折損・脱落 1 人死亡

平成 19 年 8 月 茨城県銚田市プールウォータースライドの滑走面コーティング破損 1 人負傷

【建築基準法より一部抜粋】

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りではない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が定めるもの

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適格な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

「維持保全計画書」 に記載すべき事項

- (1) 対象とする遊戯施設の名称、維持保全管理等に関する事項
- (2) 遊戯施設の概要に関する事項
- (3) 維持保全の実施体制に関する事項
- (4) 図書の作成及び保管に関する事項
- (5) 点検・検査に関する事項
- (6) 保守・部品交換に関する事項
- (7) 事故・リコール情報等に関する事項
- (8) 維持保全に要する費用の年次計画に関する事項
- (9) その他維持保全に必要な事項

「運行管理規定」 に記載すべき事項

- (1) 対象とする遊戯施設の名称
- (2) 運行業務における役割分担
- (3) 始業・終業点検
- (4) 運行日誌
- (5) 利用者に対する注意事項の掲示
- (6) 運転者の遵守事項
- (7) 運行の中止等の基準
- (8) 緊急体制
- (9) 事故発生時の措置
- (10) 特定行政庁への報告
- (11) 教育及び訓練
- (12) その他運行管理に必要な事項

楽しかったね！



また、来ような！